

第413回神奈川地方最低賃金審議会
議事録

- 1 日時 令和3年7月2日(金)午前10時00分から午前10時45分まで
- 2 場所 万国橋会議センター 405号室
- 3 出席者
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一

使用者代表委員 上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、山本弘
(欠席:大竹准一)
- 4 議事
 - (1) 会長及び会長代理の選任について
 - (2) 「神奈川地方最低賃金審議会運営規程」及び「神奈川地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程」の改正について
 - (3) 神奈川県最低賃金の改正について(諮問)
 - (4) 神奈川県最低賃金専門部会の設置について
 - (5) 神奈川県特定最低賃金特別小委員会の設置等について
 - (6) その他

【事務局：監察監督官】

本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は公開しております。傍聴人の方が4名いらっしゃいます。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行にご協力をお願いします。それでは、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元のファイルの「会議次第」の次からが資料となっております。お配りしております参考資料の一覧表でご確認ください。

次に、本日の出席状況についてです。

現時点で、15名の委員のうち、14名のご出席をいただいております、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、大竹委からは欠席のご連絡をいただいております。

それではただ今から、第413回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は、第51期委員をお願いして最初の審議会ですので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

はじめに、委員の皆様をご紹介させていただきます。

資料の委員名簿の順序にしたがいまして、ご紹介をさせていただきます。

<名簿に基づき各委員を紹介>

次に、私ども、事務局の職員が、この4月1日付けの異動により一部代わりましたので、その紹介をさせていただきます。

労働局長の川口でございます。

最低賃金係長の塚越でございます。

私、監察監督官の黒沢でございます。

以上どうぞよろしく願いいたします。

【事務局：監察監督官】

次に、審議会の開催に当たりまして、局長の川口より一言ご挨拶申し上げます。

【局長】

改めまして労働局長の川口でございます。

本年4月に当局の労働局長に就任しております。どうぞよろしくお願いたします。審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様方には、第51期の神奈川県最低賃金審議会の委員をお引き受けいただきました。大変ありがとうございます。また、本日は、このような大雨の中、審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から最低賃金の問題だけではなく、労働行政全般にわたり、いろいろとご協力をいただき、また、ご指導をいただいております。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

本日は、神奈川県最低賃金の改正について、諮問させていただくこととしております。そのために本審議会を開催させていただいたところでございます。

すでに、中央の最低賃金審議会におきましては、いわゆる目安に関する審議が始まっているところでございます。7月中旬頃には、目安についての方向性が示されるのではないかと聞いているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、中央からの目安を参考にいただきながら、また、神奈川の実情を踏まえたご審議を賜ればと思っております。

最低賃金の審議は、毎年大変暑い中で行われる訳でございますが、大変恐縮でございますが、いろいろとご協力のほどお願いしたいと思います。私ども事務局といたしまして、円滑かつ充実したご審議をいただくために、精一杯努めてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局：監察監督官】

次に議題1の会長及び会長代理の選出をお願いしたいと思います。選出につきましては、最低賃金法第24条第2項に「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされております。具体的にはいかがいたしましょうか。

【石崎委員】

盛委員に会長を、千葉委員に会長代理をお願いしたいと思います。

【事務局：監察監督官】

ただいま、「会長には盛委員、会長代理には千葉委員」とのご発言がありました。いかがいたしましょうか。

【各委員】 (異議なし)

【事務局：監察監督官】

ありがとうございます。

それでは、皆様のご賛同が得られましたので、会長には盛委員、会長代理には千葉委員ということで、よろしくお願いいたします。

それでは会長及び会長代理から一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

では会長から、お願いします。

【会長】

会長に指名いただきました。今年もどうかよろしくお願いいたします。

最近の状況を見ますと、コロナ禍の中、昨年に増して最低賃金審議会の審議が難しいものになるような気がいたします。

どうか皆様のご協力を得て、何とか結論を出したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

ありがとうございます。

次に会長代理、お願いします。

【会長代理】

会長代理にご推挙いただきました千葉景子でございます。

今、会長が申されましたとおり、今年もなかなか厳しい議論がされることになろうかと思えますけれども、会長を補佐させていただきながら、神奈川らしく良い議論ができますように心がけてまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

どうもありがとうございます。

では、この後の進行につきましては、会長にお願いいたします。

【会 長】

それでは審議会の公開・非公開について事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

審議会の公開、非公開につきましては、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第6条では、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。

本日の審議会につきましては、同条の原則どおり、公開とさせていただいておりますが、従来、金額の審議を行う場合には必要に応じて非公開とされており、具体的には、本審については異議審以外原則公開、専門部会、特別小委員会については、すべて非公開とされております。特別小委員会は金額審議ではありませんが、個々具体的な企業の実情について参考人からお話を伺うことから、非公開とさせていただいております。

公開・非公開の取扱いについて、本日の審議会でご審議いただきたいと考えております。

【会 長】

今、説明がありました審議会運営規程第6条の運用について、従前どおりとしたいと思っておりますが、よろしいですか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

では、次第にしたがって、議事に入りたいと思います。

先ず、「神奈川地方最低賃金審議会運営規程」及び「神奈川地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程」の改正についてです。

事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

資料番号2をご覧ください。

「神奈川地方最低賃金審議会運営規程」及び「特別小委員会運営規程」のそれぞれの改正案と新旧対照表をお付けしております。

今回の規程改正の趣旨をご説明いたします。

審議会委員がテレビシステムを利用して審議会に出席できることを規定上明確にすること、業務簡素化のために議事録の署名を廃止すること、この2つの観点から「神奈川地方最低賃金審議会運営規程」及び「特別小委員会運営規程」を改正するものです。

昨年度の特別小委員会においては、新型コロナウイルス感染症の予防のため、一部テレビ会議システムを利用して審議を行ったところですが、この機会に規定を整備したいと考えております。また、議事録の署名廃止については、署名そのものは廃止いたしますが、作成した議事録の内容をメール等により会長及び各側委員にご確認いただくことについては従来と変更はありません。

本改正案につきましてご承認いただければと思います。

【会 長】

今の説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

【各委員】 〈質問なし〉

【会 長】

本改正案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは改正案のとおり改正することといたしましたので、事務局において対応をよろしくお願いします。

なお、本改正により今後議事録の署名は廃止させていただきますが、今回議事内容の確認をいただく委員について、私の方から指名させていただきます。

私と

労働者側は 林克己委員

使用者側は 上谷委員

に、お願いします。

【会 長】

次の議題でございませけれども、神奈川県最低賃金の改正について諮問がございませ。

では、事務局からお願いします。

【事務局：監察監督官】

それでは、川口局長から諮問文を会長にお渡しします。

〈局長から会長へ諮問文を手交〉

【局 長】

では、諮問させていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

【会 長】

ただいま、局長から諮問文をいただきました。

それでは事務局の方で諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文朗読)

【会 長】

では、賃金をめぐる情勢等について資料説明を兼ねて事務局からお願いいたします。

【事務局：賃金室長】

それでは、資料説明の前に、ただいまの諮問について説明させていただきます。

資料番号4をご覧ください。

先月18日に、閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の関係部分の抜粋をお付けしています。

資料番号4の4ページ目をご覧ください。

上段に「(3)賃上げを通じた経済の底上げ」という項目があります。

ここに記載されていますように、

雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む

感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である

感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら、賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援などに一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にしながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組むとされたところでもあります。

神奈川県最低賃金につきましても、春季における賃上げ状況や、神奈川県の景気動向、雇用情勢等を踏まえ、また、いわゆる骨太方針及び成長戦略実行計画にも配慮した調査審議をしていただきたく、本日改正について諮問させていただいたところです。

続いて、本日お配りしております資料について、ご説明いたします。

資料1が 第51期委員名簿

資料2が 先ほどご審議いただいた運営規程等を含む各諸規程

資料3が 令和2年度の全国の最低賃金改定状況となっております。

次に、資料4として、先程ご説明しました、いわゆる「骨太の方針」から関係部分を抜粋したもので、最低賃金に関する事項のほか、「経済の現状と課題」、「感染症の克服と経済の好循環に向けた取組」など参考となる項目を抜粋して載せております。そして付箋の箇所が「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」から各種支援策など関係部分を抜粋したものをお付けしております。

資料5-1から5-3までが、今年の春闘結果について、連合、日本経済団体連合会と浜銀総合研究所が発表した結果となっております。

資料6から資料11までは、全国及び神奈川の経済情勢を示す最新の資料となっております。初めに、資料6の内閣府発表の月例経済報告をご覧くださいますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部弱さが増している」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しが続くことが期待される」としています。

資料 7 が日本銀行横浜支店発表の神奈川県金融経済概況で、同じく、「神奈川県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している」と判断しています。

資料 8 が同じく日本銀行横浜支店発表の企業短観調査結果

資料 9 が神奈川産業振興センター発表の神奈川県内中小企業を対象とした中小企業景気動向調査結果となっております。

資料 10 と 11 は今回新たに資料として追加したもので、

資料 10 が横浜財務事務所発表の神奈川県の経済情勢報告

資料 11 が関東経済産業局発表の管内の経済動向

となっております。後ほどご確認いただければと思います。

資料 12 は、厚生労働本省が 6 月 29 日に発表しました本年 5 月分の「一般職業紹介状況」になります。全国の有効求人倍率は 1.09 倍で前月と同じ水準となっております。そして 10 ページから 11 ページにかけてが、令和 2 年 5 月から今年 5 月までの月毎の都道府県別有効求人倍率の表が掲載されております。10 ページの第 6 表－1 が就業地別、11 ページの第 6 表－2 が受理地別の有効求人倍率となります。

資料 13 は、神奈川労働局が 6 月 29 日に発表しました本年 5 月分の労働市場速報になります。プレスリリースに記載されてありますように 5 月の有効求人倍率は前月から 0.02 ポイント上昇し、0.78 倍となっております。これは平成 27 年 11 月以来 4 年 7 か月ぶりに 1 倍を下回った昨年 6 月から 1 倍を下回っている状況が続いています。

また、雇用情勢判断は、「求人が増加しているものの、求人が求職を下回っており、厳しさがみられる。」としています。

続きまして資料 14 は、「神奈川県の賃金・労働事情」となります。

これは昨年同様、神奈川県最低賃金の推移や賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査など各種統計資料からデータを抜き出して、表やグラフにしたものになります。

4 ページをご覧くださいますと、「令和 2 年の神奈川県最低賃金と一般賃金水準との比較」となっておりまして、比較しやすいように、3 ページには令和元年の数値を載せております。

左端には神奈川県最低賃金額、米印1の計算方法により計算した月額を記載しております。これと米印2に記載がありますように都道府県別第3表から男女別の所定内給与額及び所定内労働時間数から時間額を出し最低賃金額と比較している表となります。

同じように令和2年度賃金構造基本統計調査結果から高卒初任給との比較、短時間労働者1時間当たりの所定内給与額を比較しております。

5ページは賃金構造基本統計調査結果に基づき作成した過去3年間の雇用形態、年齢階級別最低賃金で、上段が男性、下段が女性の表となっています。

ご覧いただくと、男女ともに、対前年で減少している年齢層が多く見られます。

なお、4ページ、5ページの表の基となる賃金構造基本統計調査は、調査月の6月において18日以上勤務しているなどの要件を満たした労働者のみを集計の対象としているため、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べて要件を満たす労働者の割合が減少しており、公表値もその影響を受けている可能性があるため、結果の活用にあたっては留意してほしいとしています。

6ページは、毎月勤労統計調査結果から、企業規模5人以上と30人以上の事業所における「きまって支給する給与額」の推移を表したグラフとなっています。

毎月勤労統計調査は、常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握することを目的に厚生労働省が実施する調査でして、本調査の「きまって支給する給与額」とは、基本給、家族手当、通勤手当等の「所定内給与」のほか、時間外勤務手当や休日出勤手当のように所定労働時間外の労働に対して支給される「所定外給与」も含まれます。

このグラフに示すように、神奈川のほか東京、大阪、愛知においても、5人以上、30人以上のいずれも、令和2年は前年より給与額が下がっていますが、これは残業が減ったことに伴い、所定外賃金が減ったこともその要因と考えられます。

7、8 ページが、全国と神奈川の給与額の比較、パートタイム労働者の比率

9 ページが全国の企業規模 100 人以上の「令和 2 年の賃上げの実態調査結果」となっておりまして、令和 2 年中における賃金の改定の実施状況（9～12 月予定を含む。）を見ますと

1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業割合は 81.5 %

1 人平均賃金を引き下げた・引き下げるは 2.1 %

賃金の改定を実施しないは 9.5 %

となっています。

「賃金の改定を実施しない」では「生活関連サービス業、娯楽業」が 20.9%と高くなっています。

10 ページが企業倒産件数となっておりまして、本年 5 月までの県内の企業倒産件数は 16 カ月連続で前年同月を下回り、負債総額は平成以降、5 月としては最小、国や自治体、金融機関による各種支援が倒産の抑制につながっている、と調査会社は分析しています。

11 ページが神奈川県における「有効求人倍率とパート時給」の月別推移となっています。

次に 12 ページの就業地別有効求人倍率の表をご覧ください。先ほどご紹介した資料 No.12 の一般職業紹介状況の都道府県別の表から A ランクの局の求人倍率を抜き出した表となっております。以降、13 ページが完全失業率、14 ページ以降が各都道府県の人事委員会が作成しております「職員の給与に関する報告」から、標準生計費をグラフや表に取りまとめております。

資料 15 は、神奈川県と隣接する東京都、山梨県、静岡県の本年 4 月の求人票の所定内時給の上限と下限の平均値、及び求職者の希望時給額の平均値の分布表をつけてございます。

1 ページをご覧くださいますと神奈川労働局における求人・求職賃金の分布表となります。上段が令和 3 年 4 月、下段が令和 2 年 4 月の金額となっておりまして、左端の職業計で見ますと、求人求職ともに昨年に比べて賃金額が上昇していることがお分かりいただけると思います。

次に3ページに静岡労働局の求人・求職賃金の分布を載せていますが、上段の令和3年のグラフは3月の数値となっておりますのでご注意ください。

5ページをご覧くださいますと、事務、販売、サービス、生産工程、運搬・清掃ごとの隣接県との比較となっております。6ページ以降が、川崎所や東京の大森所、小田原所や静岡東部などを比較しております。

以上が本日お配りしております資料の説明になります。

【会 長】

どうもありがとうございました。

今の説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

【各委員】 〈質問なし〉

【会 長】

その他諮問に関して、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局：賃金室長】

関係労使からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は最低賃金の改正等について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、同法施行規則第11条第1項では、関係労使の意見書提出のための公示をする旨定められています。これにより、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板に7月20日まで、関係労使からの意見を聴く公示をいたします。神奈川労働局のホームページでもお知らせする予定としております。

昨年は、労使双方から合計3件の意見書の提出があり、そのうち2団体から、2回目の審議会で見解を聴いております。

この実際に意見を聴く方について、準備の都合もありますので、どのように取り扱うか、事前にご審議をお願いしたいと思います。

【会 長】

意見書の提出に加え、審議会場で意見を申述したいという団体等があれば、例年と同様意見を聴くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。時間の制約もありますので、申述時間も例年同様5分程度でよろしいでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それではそのようにさせていただきますので、事務局においてよろしくお願ひします。それでは、次に専門部会の設置についてお諮りします。まず事務局から説明願ひします。

【事務局：賃金室長】

最低賃金法第 25 条第 2 項では、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、審議会に専門部会を置かなければならない旨定められています。

そして、同条第 3 項で、「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされ、これに関し、最低賃金審議会令第 6 条第 1 項で「専門部会の委員の数は 9 人以内とする」とされており

これに基づきまして、従来から公、労、使を代表する委員それぞれ 3 名、計 9 名で構成されております。以上です。

【会 長】

そこで、皆さんにお諮りする訳でございますが、今年度も従来どおりの形にしたいと思ひますが、それでよろしいですか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは、従来どおり公労使 3 名ずつとしたいと思ひます。次に専門部会委員の選任手続き等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

最低賃金審議会令第 6 条第 4 項では、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない。」とされています。

つきましては、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板に 7 月 15 日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、神奈川労働局のホーム

ページでもお知らせする予定です。その後、推薦のあった者の中から局長が委員を任命することとなります。

専門部会委員については次回、第 414 回審議会においてご報告させていただきます。

【会 長】

それでは次に、専門部会の廃止についてですが、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされております。

当然のことと考えますが、あらかじめ本審議会の中で決めておくということになっておりますので、審議が終われば廃止するという事によるしいですね。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは、そのようにいたします。

次の議題であります特別小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

特別小委員会についてですが、本年 3 月に神奈川県特定最低賃金の改正・新設決定の意向表明がされておりますので、おって正式な申出があるかと思えます。その場合、従前は改正・決定の必要性を審議するため、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づいて、特別小委員会が設置されております。

また、同条では委員は会長が指名するとされております。

つきましては、特別小委員会の設置について、ご審議いただけたらと考えております。

【会 長】

ただいまの説明のとおり、特定最低賃金の改正・新設決定の申出がされる見込とのことですから、その必要性の有無等について審議するため、本年度もあらかじめ特別小委員会を設置しておくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは委員は会長の指名ということでございますので、公益側については、私から指名させていただきます。

千葉委員、石崎委員、赤羽委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（3名了承）

【会 長】

次に、労・使委員についてですが、これについてはそれぞれご推薦いただければと思います。まず、労働者側、林委員いかがでしょうか。

【林克己委員】

はい、労働者側は昨年と同様になりますけれども、佐藤委員、佐俣委員と私、林の3名でよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に使用者側、上谷委員いかがでしょうか。

【上谷委員】

はい、使用者側は、今日欠席しておりますが大竹委員、山本委員と私、上谷の3名でお願いいたします。

【会 長】

ありがとうございました。

では、公益側委員は千葉委員、石崎委員、赤羽委員
労働者側委員は、佐藤委員、佐俣委員、林克己委員
使用者側委員は、大竹委員、山本委員、上谷委員

以上9名の方を、本年度の特別小委員会の委員として指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】

それではせっかく皆様にお集まりいただいておりますので、本日は今年度第一回目ということですので、審議にあたっての労使それぞれの基本的考え方を、ここでご披露いただきたいと思います。

まずは労働者側からよろしいでしょうか。

【林克己委員】

いよいよ今年の審議がスタートすることになりました。

本年もどうかよろしくお願いいたします。

昨年に引き続き、コロナ禍の審議ということになるかと思っております。昨年は、コロナウイルス感染症の備えや知見もない中での審議となったと感じております。この1年様々な経験や対応を積み重ねてきているということでございますし、経済情勢、働き方、そして暮らしそのものも大きく変わってきている中での2年目の審議という風に感じております。

感染症の影響は、ご案内のとおり感染拡大に伴いまして、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が残念ながら繰り返すという状況にあり、現在、宿泊や飲食を中心に一部の産業、業種で大変厳しい状況にあると認識しておりますが、一方で働く者ということでは、最低賃金近傍で働く労働者、解雇ですとか、勤務日数の減少や勤務時間の減少もあり、これに伴いまして収入が激減するということで、生活の困窮度が深刻さを増しているという状況でございますし、我々連合にも、労働相談の中で、不安の訴えが寄せられている状況が続いております。

そのような中、ワクチンの接種がスタートしたということでございますので、職域も含めてワクチンの接種が進むことによって、経済、雇用、そして暮らしなど、社会の回復ということに対する期待がされる状況にもなってきたかなと思っております。今日の資料の中にもございますけれども、連合における春闘の状況ですが、6月1日時点で昨年よりも0.1ポイント下回っていますが、全体で1.79%の賃上げがされております。300人未満の組合でも1.74%の賃上げという状況でございますので、コロナ禍にあっても、引き続き、賃上げの流れが継続されているという状況であります。

一方、最賃近傍でエッセンシャルワーカーなど懸命に働いている状況がございますので、昨年同様、立場の弱い労働者を取り残してはならないと思っております。最低賃金はセーフティネットとしての役割を果たすことが求められていると思っておりますので、その在り方を論じる審議になるかと思っております。

従いまして、昨年にも増して、今日も資料を出していただいておりますけど、県内の経済状況や働く者の賃金、家計に与える影響などの統計データをご用意いただく中で、中央最低賃金審議会における目安、そし

て本年の審議の対応、考え方を踏まえた審議に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】

どうもありがとうございました。

次に使用者側はいかがですか。

【上谷委員】

はい、よろしく願いいたします。

今、林委員から前段で全体の環境に対する認識を述べられましたけれども、ここに関しては、全く同意という風に思っております。

今、ワクチン接種も進んでおりますので、これから明るい展望を目指すような策を、経営者団体、企業も作っていかなければいけない。これは真剣に考えております。

ただ、最低賃金の審議となりますと、これは別だと思っております。

今、非常に二極化が進んでおります。最低賃金の変更によって、影響を受けるところが、今まさに、コロナ禍、二極化の中で非常に苦しんでいる。その中で神奈川においては、雇用が厳しい状況なので、まずは雇用を増やしていかなければ、この先はないと思っております。

従いまして、最低賃金の審議にあたっては、より慎重な姿勢で臨みたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【会 長】

ありがとうございました。

それぞれ、ご意見、お立場はありますけれども、私を含めて公益委員一同、円滑な審議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

【会 長】

その他ですが、事務局から何かありますか。

【事務局：賃金室長】

今後の予定を申し上げます。次回の審議会については、中央最低賃金審議会の日安額の答申を受けてからの開催となりますが、現在のところ、7月30日金曜日午後1時30分からこの会場での開催を予定しております。

す。中央の審議会の開催状況を見まして、開催日時を変更する場合には、改めてご連絡させていただきます。

【会 長】

その他何かご質問等ありますか。

なければ以上で予定していた議事はすべて終了しましたので、本日の審議会を閉会いたします。

〈 閉 会 〉